

## 【声明】

# 国は原告勝訴判決を受け入れ、 直ちに保護基準を減額前に戻せ

——生存権裁判青森・和歌山地裁原告勝訴判決にあたって——

2023年3月24日  
全国生活と健康を守る会連合会  
会 長 吉田 松雄  
東京都新宿区新宿 5-12-15  
K A T Oビル 3階  
TEL 03 (3354) 7431  
FAX 03 (3354) 7435

青森地方裁判所と和歌山地方裁判所は3月24日、生活保護利用者が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額の処分取り消しと賠償を求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、「厚生労働大臣の裁量権を逸脱している」として、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

地裁での勝利判決は、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎に続く6、7件目です。全国29都道府県の約1000人原告がたたかっている「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」に、大きな激励となるものです。

国は、これらの判決を真摯に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し判決を確定させ、即刻、2012年の引き下げ前の基準に戻すことを強く要求します。

また、基準改訂にあたっては、負のスパイラルに落ち入る第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出の比較は廃止し、新たな方法で公平に算出することを強く求めます。

以 上